



2次補正予算成立を受けた資金繰り支援について(経産省 大臣談話・声明)

この3月に決算を向かえる中小企業は多いことでしょう。決算に向けて資金調達が必要な企業はなるべく“早く”対応してください。3月に必要な資金は2月中に取引先の金融機関にご相談するようにしてください。

さて本題ですが、二次補正予算の成立を受けて、二階経産大臣から「資金繰り支援」についての声明公表されています。一部ご案内いたします。

1. 関係者の努力により、2次補正予算が成立した。保証枠20兆円、貸付枠10兆円の中小・小規模企業の資金繰り支援を、一日も早く実施すべき、との国会の意思であり、その執行に全力で取り組む。
2. 具体的には、緊急保証の迅速、着実な実施に加え、セーフティネット貸付に関して、本年1月30日から、特に厳しい業況の方(売上げ又は利益が3%減少)に対する日本政策金融公庫の貸付金利を、0.3%引き下げる。また、危機対応業務を発動し、商工組合中央金庫でもセーフティネット貸付が利用できるようにする。
3. あわせて、1月30日付で日本政策投資銀行や商工中金を通じ、総額3兆円規模の中堅・大規模企業向けの融資等を行う危機対応業務も開始する。

いくつか注目すべき点があります。商工中金ですが、元々は協同組合等及びその構成員企業向け等に融資を行っている金融機関です。

※商工中金 <http://www.shokochukin.co.jp>

対象の企業規模についての明確な基準はありませんが、“中小”でなく“中堅”企業を対象としている感はあります(あくまでもイメージとして捉えて下さい)。だからといって“中小”企業に融資しない、ということではありません。是非、活用を検討してください。

商工中金の危機対応業務の取組み

この金融危機を受けて、現在の商工中金の取り組みについて簡単にご案内致します。

1. 「特別相談窓口」の拡充

国際的な金融秩序の混乱に関する特別相談窓口の貸付対象者に中小企業者等を追加(従来の貸付対象者は中堅企業等)。

2. 「金融環境変化対応資金」の新設

取引金融機関との取引状況が悪化している等資金繰りに支障を来している中小企業者等を対象とした損害担保付貸出(金融環境変化対応資金)の取扱いを開始(限度額3億円)。

3. 「経営環境変化対応資金」の貸付限度の増枠

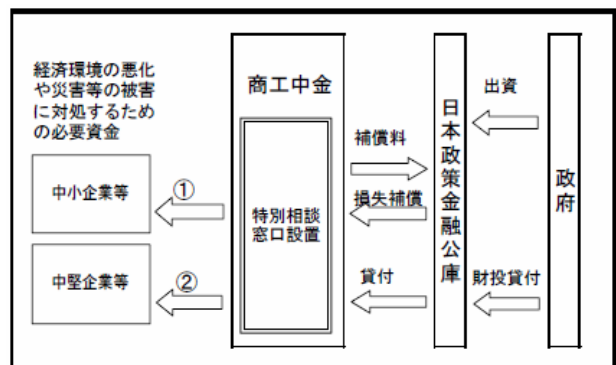
景況悪化により、一時的に売上の減少等の要因で業況に影響を受け、資金繰りに支障を来している中小企業者等を対象とする損害担保付貸出(経営環境変化対応資金)の貸付限度額を4億8千万円から7億2千万円に拡大。

4. 中堅企業等向け損害担保付貸出の取扱開始

景況悪化により、一時的に売上の減少等の要因で業況に影響を受け、資金繰りに支障を来している中堅企業等を対象に、既に取り扱いを開始しているツーステップローン(限度額なし)に加えて中堅企業等向け損害担保付貸出(20億円)の取扱いを開始。

この「損害担保付貸出」(下図①)とは、政策公庫の一部補償を受けて中小・中堅企業に融資するスキームで、補償割合は中小80%、中堅70%になります。「ツーステップローン」(下図②)とは、政策公庫から財政融資貸付を原資とした借入を受けて中堅企業に融資するスキームです。

<図表: 商工中金資料より>



日本政策金融公庫以外にも、この商工中金についても研究してみてください。一度、窓口にご相談してみたいかがでしょうか？